

### 03 金融庁 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 検討要請回答

管理コード	0320010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方公共団体による銀行経営に対する規律づけの 確立	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1084040
提案主体名	個人	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	金融庁
該当法令等	銀行法
制度の現状	銀行議決権大量保有者から国、地方公共団体は除外されている。

求める措置の具体的内容	<p>銀行法第五十二条の二を見直し、現在、銀行株式大量保有に関する届出の対象外として「国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人を除く」とされている規定から地方公共団体を除き、「国その他これらに準ずるものとして政令で定める法人を除く」とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>新銀行東京は2008年6月現在、都税は約1400億円が使われ、累積赤字が1016億円に達している。これだけの負債を抱えている現状を見れば、東京都が中心となって行われたこの銀行事業は失敗であったとっていい。この失敗の要因は銀行の経営能力の欠如、経営方法の如何、経済状況の変化、大株主である都の経営介入など多岐にわたると考えられる。</p> <p>上記に関する、法令上の問題の一つとして、銀行法第 52 条の2に規定する銀行議決権大量保有者として地方公共団体が対象外とされている点が考えられる。これにより、通常、銀行の株式を大量保有しようとするものが行うべき届出(同法第1項に基づく銀行議決権保有届出)等が行われていない。</p> <p>地方公共団体がこれだけ大きい規模の事業を主導で行い、しかも銀行業というとてもナイーブな事業を扱っているにもかかわらず、その事業を始める際にどこからも牽制されることなく始められてしまうことは、今回のような失敗を誘発する要因になるのではないかと。もちろん事前に届出、審査が行われていたからといってすべてがうまくいくわけではない。しかし多額の税金を使う際に“熟慮の機会を与える”という意味では、やはり所管省庁への届出等の手順は踏まえるべきである。</p> <p>以上の理由から銀行法第五十二条の二の改正を提案する。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	c	措置の内容	I
<p>現行法において、銀行議決権大量保有者から、地方公共団体を除外している理由は、地方公共団体は地域住民の福祉の促進を図る責務を有しており、株主として銀行経営を害するおそれがある主体としてなじまないと考えられるからである。</p> <p>また、住民の税金の使途は、地方自治の原則の下、各地方公共団体において慎重に検討されるべきと考えられる。</p> <p>今回のご提案を銀行法上設けることについては、銀行の経営の健全性を確保することを主眼とする銀行法の趣旨・規制体系と整合的か、国による地方公共団体への過剰な関与につながらないかといった点を含め、法制的に十分慎重な検討が必要である。</p>				